

改正道路交通法のあらまし

最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている人等の的確な把握と負担軽減を図るため、運転免許を受けようとする人等に対する質問に関する規定が整備されました。

また、無免許運転等に係る罰則の強化、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の導入等の改正も行われました。

一定の病気等に係る運転者対策



1年以内に施行

2年以内に施行

悪質・危険運転者対策

無免許運転等関係

取消処分者講習関係

主な改正内容

自転車利用者対策



6か月以内に施行

1年以内に施行



6か月以内に施行

2年以内に施行

その他

環状交差点に関する規定の整備

放置違反金の収納事務の委託



自転車利用者対策

1 自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定の整備 (63条の10、120条)

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。



命令に違反した場合

5万円以下の罰金

2 自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備 (17条の2)

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。



3 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備 (108条の2、108条の3の4、120条)

一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけません。

2回以上摘発された
悪質自転車運転者

公安委員会が自転車運転者に
講習の受講を命じる

自転車運転者講習を受講

公安委員会による受講命令に
従わなかった場合

5万円以下の
罰金

不許複製

公布の日から6か月以内に施行

公布の日から2年以内に施行

悪質・危険運転者対策

公布の日から6か月以内に施行

1 無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則の引上げ (64条、117条の2の2)



*「下命・容認」とは、自動車の使用者等が、その者の業務に関し、自動車の運転者に対して違法行為をすることを命じたり、運転者が違法行為をすることを認めることをいいます。

2 無免許運転^{ほう}幫助行為(自動車等の提供行為及び同乗行為)の禁止及び罰則規定の整備 (64条、117条の2の2、117条の3の2)

◇自動車等を提供した場合

無免許運転をするおそれのある者に自動車等を提供し、自動車等の提供を受けた運転者が無免許運転をした場合

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金



◇同乗した場合

自動車等の運転者が免許を受けていないことを知りながら、その運転者に対し自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して同乗した場合

2年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金



法改正の背景

●無免許運転による重大事故の発生

- ・平成23年10月30日に名古屋市で発生した外国人による死亡ひき逃げ事件
- ・平成24年4月23日に亀岡市で発生した児童等多数死傷事故

これら事故のご遺族から、無免許運転の厳罰化と無免許運転の教唆・幫助の厳罰化の要望があったこと等を踏まえ実現したものです。

悪質・危険運転者対策

3 取消処分者講習に関する規定の整備 (96条の3、108条の2)

公安委員会が免許の取消しに係る書面の交付をしようとしたにもかかわらず、不出頭や所在不明等で交付を受けなかった者が、運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を終了していなければなりません。

取消処分から再取得までの流れ

取消処分の該当者に意見聴取の通知

該当者は出頭し意見の聴取を受ける

処分が決定し、書面を交付(処分の効力発生)

欠格期間の経過後、取消処分者講習を受講

運転免許試験

運転免許の再取得

ここで不出頭又は所在不明などで聴取を受けないと、意見の聴取は省略され、処分が決定します。この場合、書面の交付ができないまま運転免許が失効すると、処分の効力が発生せず、取消処分者講習を受講せずに運転免許試験を受けることが可能でした。

この問題点を是正するため、書面の交付を受けなかった者が、運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を終了していなければならないこととなりました。

公布の日から1年以内に施行

その他

1 放置違反金の収納事務の委託に関する規定の整備 (51条の16)

都道府県は、放置違反金の収納の事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人(コンビニ等)に委託することができるようになります。

2 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備 (4条、35条の2、37条の2、53条、119条、120条、121条等)

環状交差点では、

- 左折等するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。
 - 車両等は、環状交差点内を通行する他の車両等の進行妨害をしてはいけません。
 - 環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければなりません。
- などの交通方法が定められました。



公布の日から1年以内に施行

公布の日から1年6か月以内に施行

一定の病気等に 係る運転者対策

※「一定の病気」とは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいう。

1 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備 (89条、101条、101条の2、101条の5、107条の3の2、117条の4)

○公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする者に対して、一定の病気等に該当するかどうか判断するための質問票を交付することができます。

○質問票を受けた者は、それに答えて、公安委員会に提出しなければなりません。

虚偽の記載・報告をした場合

1年以下の懲役 **又は** 30万円以下の罰金

○公安委員会は、すでに免許を受けている者等が一定の病気等であるか調査する必要があるときは、必要な報告を求めることができます。



2 一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出に関する規定の整備 (101条の6)

○医師は診察した者が一定の病気等に該当すると認知し、その者が免許を受けていると知ったときは、診察結果を公安委員会に届け出ることができます。



3 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の停止に関する規定の整備 (104条の2の3)

○公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われる者の免許を3か月を超えない範囲内で期間を定めて停止することができます。

1年以内
公布の日から
施行

4 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備 (97条の2)

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験（適性試験は除く）は免除されます。



5 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の整備 (92条の2)

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内で免許を再取得した場合は、取り消された免許を受けた日から取り消された日までの期間と再取得した免許を受けていた期間は継続されていたものとみなされます。



法改正の背景

●意識障害を伴う発作を起こす持病を有する者による重大事故の発生

平成23年4月18日に鹿沼市で発生したクレーン車による登校中の児童6名死亡事故のご遺族から、こういった持病を有する者が不正に取得できないような運転免許制度の構築についての要望があったこと、平成24年4月12日に京都市祇園で死傷者多数の交通事故が発生したこと等を踏まえ実現したものです。